

令和3年3月分（4月納付分）から

介護保険料率に変更になります

介護納付金の大幅な増加から、当組合の令和3年度の介護保険料率を1.70%から1.80%に変更させていただきますので、対象となる被保険者の皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和3年度の健康保険料率9.60%の変更はありません。

1 介護保険料率の変更

介護保険料率		変更後	変更前
負担割合	事業主	0.90%	0.85%
	被保険者	0.90%	0.85%
	計	1.80%	1.70%

2 変更年月日

介護保険料率は、令和3年3月1日(令和3年3月分保険料、但し、任意継続被保険者については、令和3年4月分保険料)から変更になります。

※介護保険料率は、4月分給与より変更になります。